

第4次嘉麻市観光振興基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

第4次嘉麻市観光振興基本計画策定業務

2. 趣旨

本実施要領は、嘉麻市（以下「本市」という。）が実施する「第4次嘉麻市観光振興基本計画策定業務」（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により、価格のみならず、企画力、専門性、実績及び実施体制等を総合的に評価し、最も適切な事業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

本業務の実施にあたっては、公正性、透明性及び競争性の確保を図るものとする。

3. 業務概要

別紙「第4次嘉麻市観光振興基本計画策定業務委託仕様書」に定める内容のとおりとする。なお、仕様書に示す要件を満たす範囲において、より優れた手法や構成案がある場合には、企画提案書において提案

することを妨げない。

（1）委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

（2）計画期間

第4次嘉麻市観光振興基本計画（令和10年度～令和14年度）

（3）提案上限額

金6,090,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

※各年度の提案上限額は以下のとおりとする。

令和8年度については、金2,910,000円（消費税及び地方消費税を含まない）を上限とする。

令和9年度については、金3,180,000円（消費税及び地方消費税を含まない）を上限とする。

4. 選定方法

本業務の受託候補者は、公募型プロポーザル方式（参加資格要件あり）により選定する。

提案された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、別途設置する選定委員会において評価を行い、最も優れた提案を行った事業者を受託候補者として選定する。

5. 選定スケジュール

項	内 容	期 日
1	公募実施要領等の公表	令和8年 7月13日(月)
2	質問書受付期限	令和8年 7月13日(月) から 令和8年 7月21日(火) 17時まで
3	質問回答	令和8年 7月24日(金) 17時まで
4	参加申込書提出期限	令和8年 7月27日(月) から 令和8年 8月 7日(金) 17時まで
5	一次審査(書類審査) ※5者以上の参加申込があった場合には、別紙評価表の評価項目及び評価の視点で書類選考を行い、4者程度を選定する。書類選考で落選となった場合も通知を行う。参加申込業者が5者未満場合は、書類選考は実施しない。	令和8年 8月21日(金) 予定
6	一次審査結果通知(発送予定)	令和8年 8月24日(月) 予定
7	企画提案書提出期限	令和8年10月 1日(木) 17時まで
8	二次審査(プレゼンテーション審査)	令和8年10月20日(火) 予定
9	二次審査結果通知(発送予定)	令和8年10月23日(金) 予定
10	契約締結	令和8年10月末まで

※日程については変更する場合あり。

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和8年度嘉麻市測量・コンサル等競争入札参加有資格者名簿又は令和8年度嘉麻市物品等競争入札参加有資格者名簿のいずれかに登載されている者であること。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者であること。
- (5) 嘉麻市建設工事等指名競争入札参加者指名停止規程(平成18年嘉麻市告示第138号)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 嘉麻市政治倫理条例(平成18年嘉麻市条例第237号)第6条の規定に該当する者でないこと。
- (8) 公正な取引を阻害すると判断されるものでないこと。

- (9) 国税、都道府県税及び市税を滞納していないこと。
- (10) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (11) 受託者（法人の場合はその役員及び使用人その他の構成員を含む）は、福岡県暴力団排除条例（平成22年福岡県条例第51号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員、その他これらに準ずる者に該当しない者であること。
- (12) 本業務を確実に遂行するための体制を構築できるものであること。
- (13) 過去10年以内（平成28年度から令和7年度）に、本業務との類似した業務を実施した実績を有する者、又は本市において観光事業を自主事業として実施した実績若しくは本市とイベント事業を共催又は実施した実績を有する者であること。
なお、本業務と類似した業務には、観光振興に関する計画策定業務、観光施策の企画・戦略設計業務、地域資源を活用した観光事業、市民協働型事業又は地域団体との連携事業等を含むものとする。
- (14) 福岡県内に本店、支店、支所又は営業所を有していること。

7. 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

(1) 質問方法

本業務に関する質問は、質問書（様式第7号）に記入し、本要領15の宛先に送付し、電子メールの件名には「第4次嘉麻市観光振興基本計画策定業務プロポーザル質問書」と記載すること。

また、電子メールで受け付けるものとし、電子メールを送付した際は必ずその旨を電話にて連絡すること。

なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

質問に対する回答は本市ホームページに掲載することにより行い、回答内容は実施要領及び仕様書の捕捉又は修正とみなす。

(2) 質問受付開始及び受付期限

令和8年7月13日（月）～令和8年7月21日（火）17時まで

(3) 回答期限・回答方法

令和8年7月24日（金）17時までに市のホームページに掲載する。

(4) その他

- ・質問者の事業所名等は公表しない。
- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
- ・個別に回答は行わず、電話等の対応は一切受け付けない。

8. 参加申込手続き

プロポーザル参加希望者は、次の資料を正本1部（すべて原本及び原本証明されたもの）、副本9部（コピー可）提出すること。（A4ファイル綴じ）

(1) 提出資料

- ・プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ・会社概要（様式第2号）
- ・類似業務実績一覧表（様式第3号） ※類似業務については、6.（13）を参照
- ・実施体制表（様式第5号）
- ・財務諸表（直近の決算のもの）
- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）
※申請日前近3ヶ月以内に発行されたものに限る。

(2) 提出期限

令和8年7月27日（月）～令和8年8月7日（金）17時まで【必着】

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等について本市はその責を負わない。なお持参の場合は閉庁日を除く8時30分から17時までとする。

(4) 辞退

参加申込提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）を提案書提出期限までに持参又は郵送により提出すること。また、参加資格要件を満たしておらず、参加が認められなかった事業者に対しては、理由を付して通知する。

9. 企画提案書等の提出

企画書等は仕様書の内容を理解した上で作成し、次のとおり提出するものとする。なお、各事業者1提案とする。

(1) 提出資料

ア. 提案書表紙（様式第4号）

イ. 企画提案書（A4版任意様式）

- 文字の大きさは、原則11ポイント以上とすること。
- 企画提案書は、提案書表紙（様式第4号）と併せて提出すること。なお、ページ数については特に指定しないが、簡潔かつ分かりやすい内容とすること。
- ページ番号は表紙及び目次を除き通し番号とし、各ページの下部に印字すること。
- 企画提案書及びプレゼンテーション資料は、別紙「第2次審査評価基準表」に定める評価項目の順に沿って作成すること。
- 提案内容を分かりやすく整理するため、評価項目に対応した構成とすることを求めるが、各項目の見出し及びタイトルについては提案者が任意に設定して差し支えない。ただし、審査の円滑な実施のため、各評価項目に対応する内容が企画提案書及びプレゼンテーション資料のどの部分

に記載されているかが明確に分かる構成とすること。

【提案項目順序】

- ① 業務理解度・基本方針
 - ② 調査・分析手法の妥当性
 - ③ 戦略構築力・将来展望
 - ④ 実効性・持続可能性
 - ⑤ 地域との連携・実現適合性
- 企画提案書の作成にあたっては、仕様書に示す内容を十分に踏まえ、施策提案、KPI 設定、ロードマップ及びアクションプラン等について、可能な限り客観的根拠に基づく数値を用いて整理すること。
また、施策の実行に係る概算事業費については、国及び県の補助制度の活用、交付金、民間資金（融資・連携等）を含めた財源の考え方を示し、実現可能性及び持続性の観点から分かりやすく明記すること。
 - 各項目については、具体的な実施方法、期待される効果及び実現に向けた考え方を可能な限り明確に記載すること。

ウ. 業務実施計画書（任意様式）

エ. 見積書（様式第 6 号）

（2）提出期限

令和 8 年 10 月 1 日（木） 17 時まで【必着】

（3）提出部数

- ①正本 1 部（ア～エ）

正本のみ事業者名及び代表者名を記載すること。

- ②審査用 9 部（ア～エ） ※コピー可

- ③PDF データ

9.（1）の PDF データを、本要領第 15 項の宛先に電子メールで送付し、電子メールの件名には「第 4 次嘉麻市観光振興基本計画策定業務公募型プロポーザル企画提案書」と記載すること。

※電子メールでの提出が難しい場合は、記録媒体に保存したものを提出することも可。

（4）提出方法

9.（2）の期限までに、本要領第 15 項の宛先に持参又は簡易書留郵便（PDF データについては電子メール）により提出すること。なお、持参の場合は、閉庁日を除く 8 時 30 分から 17 時までとする。

（5）提出にあたっての留意事項

ア. 書類はファイリングし、表紙に『第 4 次嘉麻市観光振興基本計画策定業務公募型プロポーザル企画

提案書』及び申請者の名称を記載すること。

イ. 企画提案書の再提出及び差替えは認めない。ただし、委託者が必要と認めた場合に限り、提出書類の補正又は追加提出を求めることがある。

ウ. 選定委員会が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

エ. 企画提案書は、選定事務に必要な範囲で複製を作成することがある。

オ. 企画提案書の内容は、労働基準法その他関係法令を遵守した内容とすること。

10. 選定委員会

業者の選考及び選定は、別に定める嘉麻市観光振興基本計画策定委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）の評価に基づいて行う。なお、委員会は委員構成6名以内とし、委員の氏名については非公開とする。

11. 審査方法

本プロポーザルの審査は、提出された資料等に基づく第1次審査（書類審査）及び企画提案書等のプレゼンテーションに基づく第2次審査（プレゼンテーション審査）により行う。

また、プロポーザル参加申込みが多数となった場合は、第1次審査における書類選考により評価点が高い者より順に一定数の事業者を選定し、当該事業者をプレゼンテーションによる第2次審査の対象者としてすることができるものとする。

（1）第1次審査（書類審査）

①実施日（予定）

令和8年8月21日（金）（予定）

②参加資格審査

参加申込業者から提出される書類をもとに、第4次嘉麻市観光振興基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領に示す参加資格との照合を行い、参加資格を満たさない場合は失格とする。

③参加申込書類の審査

参加申込業者に求めた参加申込みに必要な提出書類がすべて揃っていることを審査し、不備がある場合は失格とする。

④1次審査における書類選考

5者以上の参加申込があった場合、事務局において1次審査評価基準項目により採点を行う書類選考を行う。ただし、参加申込業者が5者未満場合は、書類選考は実施しない。

1次審査における書類選考においては、企画提案書の内容の優劣は評価対象とせず、業務実績、業務規模、拠点所在地等の客観的事実に基づき審査するものとし、企画提案書については、第1次審査の評価基準としない。

評価点が高い者から順に一定数の事業者を選定し、第2次審査（プレゼンテーション審査）参加者として選定する。

また、第1次審査において、合計得点が同点となる提案者が複数ある場合は、すべて同順位として取り扱う。

ただし、評価点が60点未満の提案者については、第2次審査の参加者として選定しないものとする。

なお、第1次審査における評価結果は、第2次審査には持ち越さないものとする。

⑤第1次審査における評価項目 別紙「第1次審査評価基準表」参照。

第1次審査は、次の項目について評価を行う。

- ① 類似業務実績 60点
- ② 類似業務規模評価 10点
- ③ 拠点所在地 30点

⑥審査結果の通知

審査結果については、すべての参加者に対し、書面及び様式第1号に記載されたE-mailアドレス宛に通知するものとする。

なお、E-mailによる通知は迅速な連絡を目的として行うものであり、正式な通知は書面によるものとする。

また、審査結果の通知は、審査終了後速やかに行うものとする。

なお、E-mailの不達その他通信障害等により通知が確認できなかった場合においても、委託者はその責任を負わないものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

①実施日（予定）

令和8年10月20日（火）（予定）

②第2次審査方法

第2次審査は、第1次審査通過者を対象に、選定委員会において企画提案書等のプレゼンテーションを実施し、総合評価方式にて審査を行う。

③所要時間

1事業者につき30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

④説明

- ・参加人数は1事業者につき3名以内とする。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションにおいて、パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に担当部署へ連絡することとし、必要な機材は事業者において用意するものとする。
- ・提出済みの企画提案書に基づき説明を行うものとし、追加資料の使用は認めない。
- ・使用機材は原則として提案者が用意するものとする。

(3) 選定方法

第2次審査については、選定委員会の委員長及び委員が本実施要領に定める評価項目に基づき企画提案の評価を行い、次の算定方式によって、評価点の合計採点平均が最も高い参加者を受託候補者として選定する。

また、有識者（1名以内）の採点は全て採用し、職員（5名以内）の採点は最高点及び最低点を除き、

中間（３名以内）の採点を採用する。評価点の合計採点平均が最も高い参加者が同点の場合は、見積額の低い参加者を受託候補者と決定する。

なお、選定された業務委託事業者が辞退等をした場合は、次点の参加者を受託候補者として選定し、その者が辞退等をした場合は以下同じとする。

その他、審査にあたっては最低基準点を６０点（満点１００点）とし、選定委員の合計採点平均が最低基準点未満の提案者は受託候補者として選定しない。応募事業者が１者の場合であっても同様に審査を行う。

（４）評価項目

評価は、次に掲げる項目について行うものとする。別紙「第２次審査評価基準表」参照。

① 業務理解度・基本方針	１５点
② 調査・分析手法の妥当性	１０点
③ 戦略構築力・将来性	２０点
④ 実効性・持続可能性	２５点
⑤ 地域との連携・実現適合性	２０点
⑥ 見積価格	１０点
合 計	１００点

（５）審査結果の通知

選考結果については、すべての提案者に対し、書面により通知する。

なお、選考結果に関する異議申し立て等は一切できないものとする。

（６）審査結果の公表について

審査結果については、市公式ホームページに以下の内容で公表する。

- ① 受託候補者（最優秀者）の名称、所在地、総得点
- ② 受託候補者（最優秀者）以外の事業者の総得点（社名等は非公開）

（７）審査内容・評価結果に関する非開示

審査の内容、評価の経過及び各委員の評価点等については、公表しないものとし、個別の評価理由に関する問い合わせには応じないものとする。

（８）提案内容の取扱い（著作権・二次利用）

提出された企画提案書の著作権は提案者に帰属するものとする。

ただし、本市は、本業務の選定及び説明責任の範囲において、無償で利用できるものとする。

（９）プロポーザルの中止・変更について

やむを得ない事情により、本プロポーザルを中止又は変更する場合がある。

この場合において、参加事業者に生じた損害については、本市は一切の責任を負わないものとする。

1 1. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外するものとする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 提出書類に著しい不足又は不備があり、審査に支障をきたすと認められる場合
- (5) プレゼンテーション審査に正当な理由なく出席しなかった場合
- (6) 選定の公平性を害する行為があったと認められる場合
- (7) その他、本要領又は関係法令に違反した場合
- (8) 失格となった場合であっても、当該事業者に対し、本市はその理由の詳細な説明義務を負わないものとする。

1 2. 契約候補者の決定及び契約

選定委員会の審査結果に基づき、最優秀提案者を受託候補者として決定する。

ただし、協議の結果、契約締結に至らない場合は、次点者を受託候補者とすることができる。

契約内容は、企画提案書、見積書及び仕様書等を基に協議のうえ決定するものとする。

最優秀提案者であっても、協議の結果、提案内容の一部変更又は業務条件の調整を行う場合がある。

1 3. 提案に要する費用負担

本プロポーザルへの参加に要する費用（企画提案書作成費、プレゼンテーションに係る費用等）は、すべて参加事業者の負担とする。

1 4. その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、原則として公表しない。
ただし、情報公開請求があった場合は、嘉麻市情報公開条例に基づき対応し、事業者のノウハウ、営業秘密等に該当すると認められる部分については、非公開とする場合がある。
- (3) 本要領に定めのない事項については、嘉麻市と協議のうえ決定するものとする。

1 5. 担当部署

〒820-0292 福岡県嘉麻市岩崎1180番地1

嘉麻市役所 産業振興課 シティープロモーション係

担当： 山本、吉田

電話：0948-42-7452（直通）

Mail：pr@city.kama.lg.jp